

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

デジタルを活用した地域活性化プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県南房総市、千葉県館山市

3 地域再生計画の区域

千葉県南房総市、千葉県館山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

<マーケティング不足の解消>

・人口減少に歯止めをかけるための施策を実施してきてはいるものの、総人口は平成27年から令和2年の5年間で約3,200人減少し、そのうちの生産年齢人口は約2,700人減少しており、なかなか歯止めがかからない状況が続いている。市職員においても引き続き要因分析や効果検証、施策検討を続けつつも、今一度要因分析や効果検証においてデジタルマーケティング能力に長けたプロの目線での施策検討が必要である。

<賃貸物件の建設>

・地方創生の実現のためには人口の流出を抑制し、流入を促進する必要があるが、住宅の状況として本市の持ち家率は平成30年住宅・土地統計調査において94.2%と県下の市で最も高く、逆に民間賃貸に住む世帯の割合は令和2年で5.5%と最も低くなっている。また、全国の一般消費者向け物件情報を集めた不動産情報サイトの令和5年12月末時点の賃貸物件登録件数について、近隣市の館山市は約200件、鴨川市は約110件の物件があるが、本市においては半数以下の約20件と、著しく物件が不足している。一般に賃貸率が低く持ち家率が高いと、若年層が流出しやすくまた流入しにくく、家ごと住民が年をとっていくため高齢化が進展するといわれている。そのため、民間事業者にも本市での賃貸住宅事業への参入を促すとともに、入居から市内定住への流れを作り、子育て世帯の減少に歯止めをかける必要がある。また、安房地域の民間事業者にはピアリングを実施した中で、本市は中心地がなく賃貸住宅事業に参入しづらい地域であるといった意見もあがっていることも踏まえ、移住需要に対応出来る物件の確保が必要である。

<市内事業者のデジタル化>

・地域の信用金庫の景況レポートによると、南房総地域内事業者の資金繰り判断はマイナス圏（不動産業を除く）であり、人手不足は全業種でマイナス圏であり、人手不足の解消と早急な経営改善が求められている。このような状況下において、デジタル化を推進することにより、業務効率を上げ、経営改善を図る必要がある。また事業者自身が現状を正確に把握し、必要なデジタル要素を効果的に取り入れ、システム導入後も自走する仕組みを作ることが必要である。

<デジタル人材の育成>

・市内事業者のデジタル化の取り組みに関する課題の1つとして、デジタル分野における社員の知識不足が挙げられており、市内事業者のデジタル化が進まない状況の原因となっている。

・市施策では、こどもを安心して産み育てる子育て環境づくりを推進している一方で、令和3年度に実施した「市民等意識調査」における南房総市から転居したい理由として、市民部門アンケートでは「就きたい仕事がないから」という理由が35.8%を占め、中学生部門アンケートでは「南房総市では、いろいろな職業の中から自分の道を選ぶ可能性が少ないから」という理由が36.9%を占める状況であり、就労支援として「場所・時間を選ばない自由な働き方」を子育て世帯に向けた施策として取り組む必要がある。

<市内進出事業者の支援>

・市外事業者を呼び込むことで、新たな価値観やサービスの提供を可能とし、市内事業者とのビジネスマッチングの機会を創出することが必要である。特にデジタル化が遅れる事業者が多い地域内で、IT企業の進出しやすい事業環境作りが必要である。

<高齢者のデジタル活用支援>

・特に高齢者がデジタル社会のもたらす生活利便性を自主的に享受するためには、デジタル端末やインターネットサービスを活用する能力を十分に有することが求められる。また、そのためには、デジタル社会において必要なスキルを普及・指導するための人的資源を整えていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の人口は1980年の55,652人と2020年の35,831人とを比較すると約40年間で35%以上減少しており、高齢化率は令和2年国勢調査時点で47.2%に達し、令和元年以降市内全体の年間出生者数が100人をたびたび下回る等、少子高齢化が著しく進行している。社会増減は均衡を保っているものの、高齢化率の高さから自然増減は減少傾向が続いている状況である。このことから、第2期南房総市総合戦略では、人口減少に歯止めをかけるため子育て世代の人口の厚みを回復しながら出生率の向上を図ることが不可欠であると考え、「子育て世代の増加」を中心的コンセプトとして、①安心して子どもを産み育てられる環境づくり、②若者に魅力あるしごとづくり、③新しい人の流れづくり、④時代に合った地域づくりを進め、2070年では約25,000人の人口維持を目標としている。

①に関しては、安心して子どもを産み育てられる環境を作るため、子育て家庭の教育に係る経済的負担の軽減として、市内に居住する小中学校児童生徒を対象に学習塾や文化・スポーツ教室などで利用できるクーポン券を交付し、塾等の利用に係る費用の助成を行っている。また、本市が広い市域面積を有するうえ、公共交通機関が限られている状況から、共働き世帯、核家族化の進行により、塾に通いたくても通えない児童が存在することを踏まえ、放課後の学校を開放して学習講座やスポーツ、文化活動等の各種体験活動の場を設け、児童の放課後の安全な居場所を創出する「放課後子どもクラブ」の運営を行っており、民間教育機関等と連携し、前述のクーポン券を利用することが可能とする取組みなども実施している。

②に関しては、若者に魅力ある仕事の間を作るため、既存企業の新たな分野へのチャレンジや新たに起業・創業を行う企業・個人に対し、設備投資や雇用を支援している。また、起業・創業に向けた企業や個人の能力向上の一環として、社員の資格取得費の支援や離職者等の起業や再就職などの再チャレンジに対する奨学金貸付など各種スキルアップの取組に対して支援を行っている。その他、企業誘致を推進するための施設整備支援や空き公共施設等を活用した誘致などの取り組みを行っている。

③に関しては、新しい人の流れを作るため、移住や交流に関する内容を1か所で相談できる窓口を開設しつつ、移住コーディネーターを導入し、地域の特性・文化風習に関する情報を的確に提供することにより、移住のミスマッチを防ぐ取組みや行政区や各種団体、地域のカギとなる人などをつなぐことにより、円滑な移住や関係の深化を促すなど移住相談体制を充実させている。また、移住・定住情報サイトを開設し、移住希望者が移住を考えるうえで必要な情報を、幅広く発信することにより、本市の知名度の向上や魅力の発信に取り組んでいる。

④に関しては、時代に合った地域を作るため、若者・子育て世代が「帰って来たい」「住み続けたい」と思える地域を目指し、将来の若い世代に負担や負の財産を残すことのないように、司法書士会等と連携し、空き家の相続や処分についての相談会の実施等により空き家バンクを活性化し、市内空き家の発生抑制や活用、解体することで市内住宅の適正化を図ることや、路線バスからデマンド交通への転換に取り組み、定住自立圏形成協定を結ぶ館山市との両市を跨ぐエリアで運行する「チョイソコ南房総・館山」の運行を令和5年10月に開始するなど、地域の公共交通網を再構築することで人口減少に見合った生活しやすい環境づくりを進めている。

【数値目標】

K P I ①	地域へのU I J ターン数							単位	人
K P I ②	デジタル導入企業数							単位	社
K P I ③	デジタル人材スキルアップセミナー参加者における就労者数							単位	人
K P I ④	65歳以上の総合健診申込における、インターネット予約の割合							単位	%
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	2029年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	4.00	5.00	-	-	-	9.00	
K P I ②	0.00	12.00	16.00	20.00	-	-	-	48.00	
K P I ③	0.00	18.00	21.00	24.00	-	-	-	63.00	
K P I ④	17.50	1.50	1.50	1.50	-	-	-	4.50	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

デジタルを活用した地域活性化プロジェクト

③ 事業の内容

<デジタルマーケティング事業>

・包括連携協定を結んでいる大学のデジタルマーケティング手法を活用するため、本市の住民基本台帳に基づく数値データを提供し、大学でのデータ分析及び効果的事業の提案を依頼する。その分析結果、提案に基づき市の事業を見直すことで、より効果的な事業を実施していく。また、市職員向けの研修会等を通してデジタルマーケティングスキルを習得することにより、職員一人ひとりがデータ分析による施策展開ができる体制を整えていく。

<定住促進民間賃貸住宅建設補助事業>

・本市の賃貸物件が著しく不足しているという課題を解決するため、民間企業に対し本市への賃貸物件建設について建築費等への補助金交付を行う。本事業は2年目から実施することとし、1年目においては、地域再生計画の支援措置によらない市の独自事業として、市内全地域を対象とした移住定住者向け賃貸住宅家賃補助事業を実施し、デジタルマーケティングを活用することで、本市の潜在的な賃貸物件の開拓を図り、移住希望者のニーズを捉え、2年目からの本事業においてニーズに沿った賃貸物件建設を促していく。なお、現時点では、建築地域に関しては、「子育て世代」「転職なき移住」の観点から小中学校の周辺、テレワークしやすく更に都内にアクセスしやすい地域に絞りを絞り、小中学校及び高速道路のICを有する本市の富山地区をモデル事業として事業をスタートし、デジタルマーケティングにより事業効果を検証しながら3年目以降他地域への整備を推進していく想定である。また、賃貸物件へ入居者で働く場に困っている子育て世代の主婦の働く場を支援するため、デジタル人材育成事業のセミナー参加へ案内する等連携して行っていく。

<市内事業者デジタル化支援事業・市内事業者デジタル化導入支援補助金・南房総市ががんばる事業者支援事業>

・市内事業者をターゲットにデジタル化への関心を高めるための啓発セミナーを開催し、啓発セミナーにてデジタル化に興味を示した事業者を対象にデジタルシステム導入に関する企業診断セミナーを開催することで、事業者に現状を正確に把握してもらい、その後、専門家による企業診断結果を基に必要なデジタルシステムを運用できるよう、社員を対象とした運用技術を身に付けるセミナーを開催する。それに加え、市内事業者デジタル化導入支援補助金によりIT導入費用に対し補助金を交付するとともに、南房総市ががんばる事業者支援事業により、市内進出する事業者・起業家に対して、事業拡大や起業に関する経費に対しての補助金の交付も併せて実施する。また、本事業は定住自立圏形成協定を結ぶ館山市と連携して事業を実施する。両市が実施した市内事業者向けの「デジタル化に対する意識調査（2023年8月～12月：総回答数209件）」によると、「デジタル化に取り組みたい」と回答した南房総市内の事業者は43.5%、館山市内の事業者は45.5%とほぼ同数という結果より、両市の事業者のデジタル化に対する意識は類似している。よって、両市が連携することでデジタル化を早期に浸透することが期待され、将来的には、南房総地域（南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町）全域へデジタル化を浸透させていく。

<デジタル人材育成事業>

・市民（20～40代女性をメインターゲット）を対象とした場所・時間を選ばない自由な働き方（デジタル在宅ワーク）の提供及び所得向上を目的とし、デジタル在宅ワークへの関心を高める啓発セミナーを開催し、啓発セミナーにてデジタル在宅ワークに興味を示した市民を対象に、在宅ワークに必要なスキルを身に付けるスキルアップ講座やデジタル在宅ワークの疑似体験、自立のためのカウンセリングを行う一連のセミナーを開催する。また本事業は、南房総市の人口より約9,300人多い館山市と連携し、ターゲット総数を広げる。さらに昼間人口・夜間人口の地域別構成割合（2020年：RESAS調べ）によると、南房総市の昼間人口及び夜間人口の割合の第2位は館山市であり、館山市の昼間人口・夜間人口の割合の第2位は南房総市であることから、両市の関係は、同一の生活圏であると言える。よって、同一の生活圏である両市が連携して開催することで、より多くのデジタル人材の創生に寄与することが期待される。

＜高齢者デジタルサポート事業＞

デジタル活用スキルを十分有していない市内高齢者を対象として、スマートフォンの操作方法からインターネットサービスの実践的な活用（インターネットリテラシーの習得を含む）を支援するセミナーを開催するとともに、デジタルに関する相談・支援を行うボランティア等の育成・組織化を併せて実施し、全市的なデジタルサポートを展開する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・本事業により市内に賃貸物件が建設されることで地域価値が高まり、交付金活用期間の終了後は民間事業者の民間活力により交付金に頼らない賃貸物件の増加が見込まれる。
- ・企業のデジタル化による好循環化の成功事例をつくり、デジタル化の魅力を広く発信することで、市全体のデジタル化の浸透へとつながるとともに、市内での身近な成功事例が生まれることで、デジタル導入へのハードルを下げ、市内企業のデジタル化のきっかけとなることで民間活力でのデジタル化が進むことが期待される。
- ・デジタルサポーター（ボランティア）の養成により、市内の人的資源の養成・活用を図りセミナーを継続して実施していく。

【地域間連携】

南房総市が中心となり、館山市と定住自立圏による連携のもと、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業実施及び支援を行うことで、南房総地域の企業デジタル化のきっかけとなり、ひいては南房総地域全体へのデジタル化に寄与する。

【政策・施策間連携】

移住定住施策により子育て世代の移住促進を図ることで労働人口の増加、若手職員の雇用を生み、商工施策により市内企業のデジタル化、子育て世代のデジタルスキルの獲得を図り、市内のデジタル化を推進し、高齢者施策により高齢化率が約50%に上る本市において、デジタルへ対応できる高齢者を育成することで市のDX推進が図られ、豊かな暮らしの実現を可能にする。この企画財政課（データ分析・移住）、商工課（仕事のデジタル化）、高齢者支援課（高齢者デジタル対応）の政策間連携により包括的に事業を実施することで、地域の賑わいと活力の創出、地域経済の活性化を図ることができる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

デジタルマーケティングを活用して子育て世代をターゲットとして効果的にアプローチをしていく。

理由①

デジタルツールの活用によるマーケティング力・市の魅力の向上が図られる。

取組②

企業内のデジタルツールを利用できる人材をセミナーの開催や機材導入支援といった手法で育成・支援し、企業財務の効率化を図るとともに、セミナーの開催を通して子育て世代のデジタルスキルを育成することで、デジタル人材を確保していく。

理由②

デジタル人材の確保による市内企業の事業効率化の促進や生産性の向上に寄与することが期待される。

取組③

高齢者のデジタルスキルを、大学と連携したセミナーの開催といった手法で育成・支援し、誰一人取り残されないための効果的なアプローチをしていく。

理由③

高齢者のデジタルスキル向上により、デジタル社会の恩恵を享受できるようにする。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	【外部組織による検証】			
	【検証時期】	【検証方法】	【外部組織の参画者】	【検証結果の公表の方法】
千葉県南房総市	毎 年 度 9 月	市民をはじめ「産官学労言」の関係機関・団体等により、実施結果の成果等について評価分析等を行い、検証を行う。	○南房総市総合計画審議会 ■産「朝夷商工会経営指導員」■官「南房総市市議会議員、市部局長」■学「千葉工業大学教授元副学長、NPO法人千葉自然学校南房総市大房岬自然の家副所長、南房総市教育委員」■金「館山信用金庫部長」■労「医療法人光洋会事務長」■言「市民ライター」■デ「株式会社インターコムR&Dセンター取締役」	市ホームページ等で検証結果を公表予定
千葉県館山市	毎 年 度 7 月	毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を総合政策部企画課が取りまとめ、「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証機関である「総合戦略推進組織」（外部組織）におけるPDCAサイクルによる検証を行う	・市議会議員・行政関係者・教育関係者（教育委員会、国立館山海上技術学校等）・産業界関係者（商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合連合協議会、観光協会、医師会、地域公共交通会議、地域包括支援センター、青年会議所等）・金融関係者・労働関係者・報道関係者・知識経験者（町内会連合協議会、社会福祉協議会、スポーツ協会、子ども・子育て会議、公募市民等）	・検証後、速やかに館山市HPで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 117,597 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日 から 2027 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住・定住情報発信事業

ア 事業概要

移住・定住プロモーションサイトのコンテンツ強化を行い、情報発信を強化しつつ、地方移住を考えている方と自治体をつなぐふるさと回帰支援センターにおいて当市ブースを設けるイベントを開催し、情報発信をするもの。

イ 事業実施主体

南房総市

ウ 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日から2026 年 3 月 31 日 まで

(2) 移住定住者向け賃貸住宅家賃補助

ア 事業概要

本市への移住定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、本市へ転入してきた子育て世帯の民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する。

イ 事業実施主体

南房総市

ウ 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。